

「第3期子ども・子育て未来プラン」の令和7年度実績評価について

1 評価方法

評価にあたっては、担当課が個々の事業の自己評価を行った後、その結果を基に、「子ども・子育て支援施策推進委員会」で、基本施策ごとの実施状況についての評価を行いました。

【評価ランク】

- A：計画どおり、順調に進んでいる。
- B：概ね順調だが、不十分な点が多い。
- C：推進できている部分もあるが、不十分な点が多い。
- D：推進の方法も含め、改善が必要である。

2 評価結果

◆基本方針1 子どもを地域で支える意識づくり

基本方針1 子どもを地域で支える意識づくり 基本施策（1） 教育・保育サービスの充実	評価 B
全6事業（A5、B0、C1、D0、E0） A：83.3%、C：16.7%	

施策の方向性・目標

- ・保護者の生活実態を踏まえ、子育てと仕事の両立支援や孤立する子育て家庭への対応など、広く教育・保育の提供を行う。
- ・家庭や地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育の推進に努める。
- ・延長保育、休日保育、病児・病後児保育、加配による保育士の確保など、多様な保育サービスの充実を図る。

【全体的な評価理由】

延長・休日保育などの各種保育サービスや第三者評価の受審は計画通り進められているものの、病児・病後児保育において人材不足による施設の休止が発生しており、提供体制の確保に一部課題が生じたため。

【主だった事業の評価理由】

- ・公立保育園では、計画どおり5年に1回の間隔で第三者評価を実施することができた。【保育課】
- ・病児・病後児保育において、人員不足により1施設が一時休止した。【保育課】

基本方針 1 子育てを地域で支える意識づくり 基本施策（2） 地域における子育て支援サービスの充実	評価
	A

全11事業（評価数13）（A12、B1、C0、D0、E0） A：92.3%、B：7.7%

施策の方向性・目標

- ・全ての子育て家庭に対する支援を行うため、地域子ども・子育て支援事業をはじめとした地域における様々な子育て支援サービスの充実に努める。
- ・今後の児童数の減少を見据えつつ、地域ごとの保護者のニーズを踏まえ、事業の拡大や実施施設・実施内容を検討し、関連事業の充実を検討する。

【全体的な評価理由】

子育て・保育コンシェルジュの配置による相談支援や、子育て応援券の高い執行率の達成に加え、一時預かりや放課後児童クラブなどの各種サービスが利用者のニーズに応じて順調に提供されており、地域における子育て支援サービスの充実が図られているため。

【主だった事業の評価理由】

- ・目標どおり、子育てコンシェルジュ及び保育コンシェルジュを配置し、相談や情報提供を行うことができた。【子育て支援課】
- ・子育て応援券事業は、目標の90%を上回る96.5%の執行率を達成することができた。【子育て支援課】

基本方針 1 子育てを地域で支える意識づくり 基本施策（3） 子育て支援のネットワークづくり	評価
	A

全2事業（A2、B0、C0、D0、E0） A：100.0%

施策の方向性・目標

- ・子育て世帯に対し、子育て世代の実態に合わせた、より分かりやすい情報発信の方法を検討し、地域の子育て支援のネットワークが広がっていくよう支援する。

【全体的な評価理由】

子育て世帯に対する最新情報の発信とネットワークづくりが計画通り進められているため。

【主だった事業の評価理由】

- ・出生数や子育てサロンの利用者数に合わせ、子育てサロンカレンダーの配布枚数を調整し、目標数の配布を行えた。【子育て相談課】
- ・子育てガイドブックの内容を見直し、最新情報で発行・配布を行うことができた。【子育て支援課】

基本方針 1 子育てを地域で支える意識づくり 基本施策（４） こどもの健全育成	評価
	A

全3事業（評価数4）（A4、B0、C0、D0、E0） A：100.0%

施策の方向性・目標

- ・放課後児童健全育成事業や地域学校協働本部の取組を強化し、総合的かつ包括的な放課後等児童対策の推進を図る。
- ・放課後のこどもの安全・安心な居場所と健全な遊びの場を提供するため、施設整備の充実と関係機関との連携を図る。
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を図り、中学校区の特徴を生かした事業の展開に取り組む。

【全体的な評価理由】

放課後児童クラブで待機児童ゼロを維持できていることに加え、中学校区への学校運営協議会の設置や子どもフェスタの開催など、地域と学校が連携した健全育成の枠組みが順調に機能しているため。

【主だった事業の評価理由】

- ・放課後児童クラブにおいて、目標どおり待機児童0人を継続することができた。【子育て支援課】
- ・日新中、東那須野中、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置するとともに、効果的な運営となるよう伴走支援を行った。【学校教育課】

基本方針 1 子育てを地域で支える意識づくり 基本施策（５） 地域における人材育成	評価
	C

全5事業（A4、B0、C1、D0、E0）（A：80.0%、C：20.0%）

施策の方向性・目標

- ・質の高い人材を安定的に確保するため、保育士確保事業を実施するとともに、潜在保育士などの就職支援や養成施設での説明会開催を進める。
- ・教育・保育に携わる職員の資質や専門性の向上のため、職員研修の充実に努め、教育・保育を支える基盤の強化を図る。

【全体的な評価理由】

保育士や放課後児童クラブ職員の資質向上に向けた各種研修は計画通り実施できているものの、保育士確保事業（宿舍借り上げ支援等）において対象者の申し込みがなく、人材確保の面で課題が残る結果となったため。

【主だった事業の評価理由】

- ・保育の質の向上のための研修や、子育て支援員研修を実施し、資質向上につなげることができた。【保育課・子育て支援課】
- ・保育士確保事業（宿舍借り上げ支援等）については、対象者がおらず申込み0件で事業実施なしとなった。【保育課】

◆基本方針２ 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

基本方針２ 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援 基本施策（１） こどもの虐待防止と救済	評価
	A

全7事業（A7、B0、C0、D0、E0） A：100.0%

施策の方向性・目標

- ・こども家庭センターを中心に相談体制など総合的な充実強化を図り、専門職の配置を検討する。
- ・医療機関、教育・保育施設などと連携しながら虐待の予防や早期発見、早期対応に努め、必要な家事や育児の支援を行う。
- ・要保護児童対策地域協議会において、お互いに連携を強化しながらきめ細かな支援を行い、支援するためのネットワークの構築に努める。

【全体的な評価理由】

要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関の緊密な連携により、要支援家庭の早期発見と未然防止が図られており、各種訪問や家庭相談員による不安軽減など、きめ細やかな支援体制が順調に機能しているため。

【主だった事業の評価理由】

- ・要保護児童対策地域協議会において、関係機関の緊密な連携により早期発見が可能となり、虐待の未然防止に大きな役割を果たしている。【子育て相談課】
- ・家庭相談員等が丁寧に家庭の問題や不安を聞き取り、保護者の不安軽減や福祉制度へつなげることができた。【子育て相談課】

基本方針２ 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援 基本施策（２） ひとり親家庭等の自立支援の推進	評価
	B

全12事業（評価数13）（A10、B3、C0、D0、E0） A：76.9%、B：23.1%

施策の方向性・目標

- ・母子・父子自立支援員による相談対応や、関係機関と連携して相談支援体制の充実を図り、各種支援制度をガイドブック等で周知する。
- ・様々な支援メニューを活用したプログラムを策定し、就業や転職のための支援を行う。
- ・児童扶養手当の支給や医療費の助成などを行い、子育てにかかる経済的負担を軽減する。
- ・養育費や親子交流についてパンフレット配布などによる制度の周知を行い、啓発を図る。

【全体的な評価理由】

母子・父子自立支援員や関係機関との連携による相談支援、および各種手当・医療費助成を通じた生活の安定化は図られているが、資格取得や就労に至らないケースも見られ、自立に向けた個別の支援に課題が残るため。

【主だった事業の評価理由】

- ・ひとり親家庭からの相談に対し、母子・父子自立支援員による支援を行うとともに、必要に応じてハローワーク等関係機関と連携して対応できた。【子育て相談課】
- ・自立支援教育訓練給付金等を利用して資格取得や就労につながったケースもあったが、資格取得に至らないケースもあった。【子育て相談課】

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援 基本施策（3） 支援児施策の充実	評価
	A

全17事業（A16、B1、C0、D0、E0） A：94.1%、B：5.9%

施策の方向性・目標

- ・集団での様子を観察し、関係機関が連携して早期発見に努め、就学に向けた相談に応じ保護者の不安や悩みの解消を図る。
- ・様々な障害への理解促進のための啓発や、一貫した支援を提供する発達支援システムを推進する。
- ・発達支援体制協議会等を通じて関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実強化に努める。
- ・外国につながる幼児の支援について検討していく。

【全体的な評価理由】

乳幼児健診の高い受診率維持や、多職種協働による相談支援、障害福祉サービス等の提供により、こどもと家族の負担軽減や適応力向上が図られているが、支援ニーズの多様化に対するさらなる対応が求められるため。

【主だった事業の評価理由】

- ・各種乳幼児健診において、95%以上の高い受診率を維持できている。【子育て相談課】
- ・障害福祉サービスや障害児通所支援を通じて、本人の日常生活・集団生活の適応力向上や、家族の負担軽減につながっている。【社会福祉課】

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援 基本施策（4） こどもの居場所づくり	評価
	A

全4事業（評価数5）（A4、B1、C0、D0、E0） A：80.0%、B：20.0%

施策の方向性・目標

- ・養育放棄などの状況にある要支援児童に、食事や学習ができる居場所を提供し、孤立感を深めないよう支援を行う。
- ・不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促すため支援を行い、教育相談体制や連携の強化に努める。

【全体的な評価理由】

要支援児童への学習・食事提供を通じた生活習慣の改善や、不登校児童生徒の居場所づくりにおいて支援の成果が見られる一方で、利用ニーズの増加による定員の課題や、学校復帰に向けた更なる支援強化が必要であるため。

【主だった事業の評価理由】

- ・主だった事業の評価理由：
要支援児童放課後応援事業において、育児放棄の状況にある児童に学習支援や食事提供を行い、徐々に基本的な生活習慣が身についた。【子育て相談課】
- ・不登校児童生徒や保護者へのカウンセリングを充実させ、安心安全な居場所づくりに向けて支援できている。【学校教育課】

◆基本方針3 ライフステージに応じた事業の充実

基本方針3 ライフステージに応じた事業の充実	評価
基本施策（1） 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援体制の充実	B

全15事業（A10、B5、C0、D0、E0）A：66.7%、B：33.3%

施策の方向性・目標

- ・こども家庭センターの機能を強化し、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図る。
- ・支援が必要な妊産婦に対する情報提供や相談、妊産婦健康診査の費用助成を行う。
- ・産婦健康診査、産後ケア、新生児・産婦訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業など、育児不安が強い産後早期の支援を行う。
- ・乳幼児健康診査や健康相談を通じ関係機関と連携し、きめ細かな伴走型の支援を行うとともに、専門職による健康教育・相談等を実施する。

【全体的な評価理由】

各種健診や家庭訪問、こども家庭センターによる伴走型支援により切れ目のない支援は実施できているものの、「妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合」が目標に届かず、複雑化するニーズに対する連携強化が必要なため。

【主だった事業の評価理由】

- ・産後ケア事業がユニバーサルサービスに移行したことで、利用数は年々増加傾向にあり、産後に支援を必要としている産婦の支援ができている。【子育て相談課】
- ・各種訪問や相談体制で切れ目のない支援を行っているが、「妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合」は目標に届かなかった。【子育て相談課】

基本方針 3 ライフステージに応じた事業の充実 基本施策（2） 学童期・思春期から青年期に向けた支援の充実	評価 B
---	---------

全2事業（A1、B1、C0、D0、E0） A：50.0%、B：50.0%

施策の方向性・目標

- ・思春期における身体発育や性機能の発達などに関する正しい知識の普及を図り、思春期保健教育を推進する。
- ・引き続き専門職の確保に努めつつ、教育内容について学校などとも検討していく。
- ・出会いから結婚までの支援を行う。

【全体的な評価理由】

学校での専門職による思春期教育は計画通り実施できているが、結婚支援事業においては成婚カップルが誕生したものの、若年女性の登録者不足やサポーターの高齢化といった課題が生じているため。

【主だった事業の評価理由】

- ・市内各中学校・高校において、計画通り専門職による思春期教育や教材の配布を実施できた。【子育て相談課】
- ・結婚支援事業（縁結び事業）において成婚カップルを1組誕生させることができたが、女性登録者の少なさやサポーターの高齢化に課題がある。【市民協働推進課】

基本方針 3 ライフステージに応じた事業の充実 基本施策（3） 食育の推進	評価 B
---	---------

全3事業（A1、B2、C0、D0、E0） A：33.3%、B：66.7%

施策の方向性・目標

- ・食生活の大切さの理解促進に努め、望ましい食習慣を身に付けられるよう健康のための基礎づくりとしての食育を進める。
- ・学校給食において、地元産野菜の利用を拡大を図るため、質・量ともに安定的な供給体制の構築に努める。

【全体的な評価理由】

物価高騰下でも学校給食での市産農産物の使用割合を向上させることができたが、幼児期の肥満傾向の割合の増加や、学校農園の実施校の減少など、食習慣の改善と体験活動の面で課題が残る結果となったため。

【主だった事業の評価理由】

- ・学校給食における市産農産物の使用割合について、物価高騰の中でも昨年度より使用割合を増加させることができた。【教育総務課】
- ・学校農園の開設支援は、農場確保の困難さや児童数の減少により、昨年度から実施校が2校減少した。【農務畜産課】

基本方針3 ライフステージに応じた事業の充実 基本施策（4） こどもの健やかな成長を見守る地域づくり	評価
	B

全5事業（評価数8）（A6、B2、C0、D0、E0） A：75.0%、B：25.0%

施策の方向性・目標

- ・様々な活動をネットワーク化し、こどもを見守り育てていける地域づくりを推進する。
- ・保護者のための子育てに関する学習や交流の場を増やしていく。

【全体的な評価理由】

親子の食育教室や就学時健診時の親学習に多くの参加があり、コミュニケーションの場の提供や学習機会の充実が図られている一方で、より参加しやすい工夫や活動の周知に改善の余地があるため。

【主だった事業の評価理由】

- ・おやこの食育教室を開催し、親子で調理体験をすることで親子のコミュニケーションの場を提供できた。【健康増進課】
- ・就学時健診時の親学習を市内16か所で実施し、合計786名の参加があった。【生涯学習課】

基本方針3 ライフステージに応じた事業の充実 基本施策（5） 小児医療等の充実	評価
	A

全9事業（A8、B1、C0、D0、E0） A：88.9%、B：11.1%

施策の方向性・目標

- ・小児救急医療に係る夜間休日診療体制の維持など、小児医療の充実・確保のための基盤整備に取り組む。
- ・妊産婦健康診査の充実と妊産婦医療費助成により、早産児や未熟児出生の減少を図り、医療機関との連携に基づく出生後早期の支援に努める。
- ・18歳までのこどもの医療費の保険診療の自己負担分を助成する。
- ・適正かつ効率的な予防接種の実施や、市単独の任意予防接種費助成事業を行う。

【全体的な評価理由】

受診の促進が図られているが、MR（麻しん風しん）ワクチンの接種率が目標に届かず、更なる受診勧奨が必要となっているため。

【主だった事業の評価理由】

- ・こども医療費等の助成により、保護者の経済的負担を軽減し、早期受診による疾病の早期発見・治療を促進することができた。【子育て支援課】
- ・MR（麻しん風しん）2期の予防接種率は92%であり、目標の95%に届かなかった。【健康増進課】

基本方針 3 ライフステージに応じた事業の充実 基本施策（6） 不妊症・不育症治療対策	評価
	A

全2事業（A2、B0、C0、D0、E0） A：100.0%

施策の方向性・目標

- ・不妊症・不育症治療費助成制度の周知と治療費助成を引き続き行う。
- ・先進医療費助成を行う。

【全体的な評価理由】

不妊症・不育症治療費助成や先進医療費助成を継続して実施し、対象者の経済的負担の軽減を図ることで、安心して治療を受けられる体制が維持できているため。

【主だった事業の評価理由】

- ・不妊症・不育症治療費助成や先進医療費助成の利用により、対象者の経済的負担の軽減を図れている。【子育て相談課】

◆基本方針 4 仕事と家庭生活の両立の支援

基本方針 4 仕事と家庭生活の両立の支援 基本施策（1） 仕事と子育ての両立支援の推進	評価
	B

全8事業（評価数10）（A4、B4、C0、D1、E1） A：44.4%、B：44.4%、D：11.1%

施策の方向性・目標

- ・男女がともに仕事と子育てを両立できるよう、事業主等への要請を図るなど企業における両立支援への理解を促進する。
- ・多様な活動主体のネットワーク化や協働の仕組みづくりなど、地域における子育て環境を整備する。
- ・夫婦がお互いに協力して子育てしていく環境を育むため、父親参加の促進など家庭における意識啓発を進める。

【全体的な評価理由】

市民協働による男女共同参画フォーラムの開催や情報誌の発行を通じて啓発活動は行えたものの、セミナーの参加者不足に伴う事業廃止や、女性リーダーの登用促進における実績不足など、両立支援と意識改革において課題が多いため。

【主だった事業の評価理由】

- ・男女共同参画フォーラムでは、実行委員会方式の市民協働により企画運営でき、講演内容も好評を得た。【市民協働推進課】
- ・男女共同参画セミナーについては、フォーラムと内容が重複しており参加者も少ないため、事業廃止とした。【市民協働推進課】

◆基本方針5 教育環境の整備

基本方針5 教育環境の整備	評価
基本施策（1） 次代の親の育成	A

全7事業（評価数8）（A7、B1、C0、D0、E0） A：87.5%、B：12.5%

施策の方向性・目標

- ・様々な体験を通じてこどもが成長できる体制を整え、将来の親となるべき知識と経験の獲得や青少年リーダーの育成を推進する。
- ・積極的にICTを活用し、海外交流やオンライン研修を効率的かつ効果的に実施できる体制を推進する。

【全体的な評価理由】

市内全中学校・義務教育学校での「マイ・チャレンジ（社会体験活動）」の実施や中学生の海外交流事業が計画通り行われ、こどもの社会性や国際性を育む多様な体験活動が充実しているため。

【主だった事業の評価理由】

- ・マイ・チャレンジ（社会体験活動）を市内全中学校・義務教育学校で実施し、校外体験活動の充実が図れた。【学校教育課】
- ・中学生海外交流事業（オーストリア派遣および受入れ）を予定通り実施し、海外生徒との交流を深めることができた。【学校教育課】

基本方針5 教育環境の整備	評価
基本施策（2） こどもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	A

全10事業（A9、B1、C0、D0、E0） A：90.0%、B：10.0%

施策の方向性・目標

- ・こども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や、英語教育・ICTを活用した学習環境の整備を推進する。
- ・「学びのSTEAM化」による授業改善や多様な体験活動の推進、小中学生に向けた鑑賞事業を実施する。
- ・いじめ、少年非行などの問題行動や不登校に対応するための相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図る。
- ・体育の授業の充実や学校におけるスポーツ環境の充実、健康教育を推進する。
- ・小学校と認定こども園・幼稚園・保育園との地域的な連携・交流を進める。

【全体的な評価理由】

ICT機器（電子黒板・端末）の計画的な更新が完了し、児童生徒が自ら問いを立てる「探究型授業（学びのSTEAM化）」への転換やALTの全校配置による英語教育など、新しい時代に向けた教育環境の整備が順調に進んでいるため。

【主だった事業の評価理由】

- ・「学びのSTEAM化」を意識した授業づくりが進み、児童生徒が自ら問いを立て解決に挑む「探究型授業」へのシフトが実現した。【学校教育課】
- ・予定通り電子黒板540台、校務端末800台の更新が完了した。【学校教育課】

基本方針5 教育環境の整備 基本施策（3） 家庭や地域の教育力の向上	評価
	A

全3事業（評価数6）（A6、B0、C0、D0、E0） A：100.0%

施策の方向性・目標

- ・親の資質・教育力の向上のため、あらゆる機会をとらえて家庭教育に関する学習の機会の提供を行う。
- ・親の孤立化を防ぐため、親同士の交流や地域住民とのコミュニティの構築など、家庭教育を推進する環境づくりを進める。

【全体的な評価理由】

公民館での家庭教育支援事業や学校での親学習において多くの保護者が参加し、地域と連携した学習機会の提供と親同士の交流・気付きの場が良好に形成されているため。

【主だった事業の評価理由】

- ・公民館での家庭教育支援事業や、就学時健診での親学習（ワークショップ形式）を実施し、多くの保護者の参加と肯定的な意見が得られた。【生涯学習課】

基本方針5 教育環境の整備 基本施策（4） こどもを取り巻く有害環境対策の推進	評価
	B

全2事業（A1、B1、C0、D0、E0） A：50.0%、B：50.0%

施策の方向性・目標

- ・街中にはこどもへの悪影響が懸念される有害情報があふれているため、関係業界に対する自主的措置を働きかけ、地域社会における浄化活動を推進する。
- ・SNSなどでのいじめやインターネットの有害なコンテンツに対する対策について、講演会や情報モラル研修会を実施する。

【全体的な評価理由】

学校での情報モラル教育や、環境浄化活動としての関係施設への立入調査を計画通り実施しているが、インターネット等の有害情報からこどもを守るためのより実践的な指導や実態把握にさらなる取組が必要なため。

【主だった事業の評価理由】

- ・各学校において、情報モラルを含めた情報教育を年間計画に位置付け実施し、活用できる資料を教員に提供した。【学校教育課】
- ・環境浄化活動として、関係業界に対する立入調査を計画通り2回実施した。【生涯学習課】

基本方針 5 教育環境の整備 基本施策（5） いじめ・体罰防止と救済	評価
	A

全6事業（A6、B0、C0、D0、E0） A：100.0%

施策の方向性・目標

- ・全ての教育活動を通じた人権・道徳教育等の充実を図り、児童生徒や保護者への啓発活動、通報・相談体制の整備を行う。
- ・いじめの報告があった場合は、速やかに事実の把握を行い、関係児童生徒へのケアや指導を行うとともに、ケースによっては警察との連携対応がとれるよう体制を構築する。
- ・保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画するコミュニティ・スクールへ移行し、「地域とともにある」学校づくりを推進する。
- ・虐待防止の啓発や相談体制の強化、研修の実施などにより体罰防止施策を推進する。

【全体的な評価理由】

全小中学校へのスクールカウンセラー派遣による相談体制の充実や、学校評議員会を通じた地域との連携により、いじめや問題行動に対する早期発見・早期対応の枠組みが計画通り整備・運用されているため。

【主だった事業の評価理由】

- ・いじめや体罰に関する電話や窓口での相談があり、的確な周知が行われていると判断できた。【学校教育課】
- ・スクールカウンセラーを市内全小・中・義務教育学校に派遣できた。【学校教育課】

◆基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備 基本施策（1） 安心して外出できる環境の整備	評価
	A

全4事業（A4、B0、C0、D0、E0） A：100.0%

施策の方向性・目標

- ・妊産婦やこども、子育て家庭に配慮された環境を整え、既存の道路や公共施設などのバリアフリー化、公園の遊具などの施設の更新・修繕を実施し、赤ちゃんの駅の周知を図り、こどもを健やかに安心して生み育てることができる環境づくりを推進する。

【全体的な評価理由】

「通学路安全プログラム」に基づくグリーンベルト等の整備や都市公園のバリアフリースイレへの更新など、こどもや保護者が安全・安心に外出できるインフラ整備が着実に進められているため。

【主だった事業の評価理由】

- ・「通学路安全プログラム」に沿ったグリーンベルト整備等を行い、歩行者の安全対策を図った。【都市建設課】
- ・都市公園施設の整備において、老朽化したトイレをバリアフリースイレに更新した。【都市建設課】

基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備 基本施策（2） こどもの安全の確保	評価
	B

全12事業（評価数14）（A9、B4、C0、D1、E0） A：64.3%、B：28.6%、D：7.1%

施策の方向性・目標

- ・防犯教室や交通安全教室の実施、こどもを守る家や自主防犯組織との連携、防犯カメラや防犯灯の設置等により地域全体でこどもを見守る環境を構築する。
- ・インターネットなどの適正な利用についても啓発を行う。

【全体的な評価理由】

新小学1年生への防犯ブザー配布や多数の交通安全教室の開催により児童の安全意識向上に努めているが、防犯灯の新規設置数や「こどもを守る家」の登録件数が微減しており、地域防犯インフラの維持・拡大に一部課題が残るため。

【主だった事業の評価理由】

- ・小学新1年生全員への防犯ブザー配布や、交通安全教室（66件開催）を実施し、児童の安全確保に努めた。【教育総務課・交通防犯課】
- ・「こどもを守る家」については、空き家や辞退等により設置件数は微減となったが、周知活動に努めた。【生涯学習課】

◆基本方針7 こどもの貧困対策の推進

基本方針7 こどもの貧困対策の推進 基本施策（1） こどもへの教育支援や学校生活の経済的支援	評価
	A

全10事業（A8、B2、C0、D0、E0） A：80.0%、B：20.0%

施策の方向性・目標

- ・スクールソーシャルワーカーを中核とした連携により、学校を地域に開かれたプラットフォームとする。
- ・高校中退の決断に至る以前の支援と、中退後の継続的なサポートを行う。
- ・就学援助や給付型奨学資金等が必要な世帯に活用されるよう周知を図る。
- ・ICTの活用を推進し、児童生徒の学習意欲の向上を図る。

【全体的な評価理由】

スクールソーシャルワーカーによる迅速な支援や、就学援助・奨学資金による経済的支援を通じて、修学困難な児童生徒の学習機会の確保が概ね図られているが、学習支援教室の出席率維持などに課題があるため。

【主だった事業の評価理由】

- ・スクールソーシャルワーカーが派遣要請に早急に対応し、不登校や経済的困窮家庭への適切な支援を行えた。【学校教育課】
- ・就学援助制度や奨学資金により、他機関と連携して経済的理由で修学困難な児童生徒へ援助を行うことができた。【学校教育課・教育総務課】

基本方針7 こどもの貧困対策の推進 基本施策（2） 生活の安定のための支援	評価
	A

全18事業（評価数20）（A18、B2、C0、D0、E0） A：90.0%、B：10.0%

施策の方向性・目標

- ・妊娠・出産期から各種支援へつなげ、困難や悩みを抱える家庭の早期把握と安心して過ごせる体制の整備を行う。
- ・こどもが安心して過ごせる居場所を安定的に運営できるよう支援と周知に努める。

【全体的な評価理由】

児童手当・児童扶養手当の確実な支給や妊産婦への伴走型支援・給付が計画通り実施されており、経済的・心理的な面から子育て家庭の生活の安定化に大きく寄与しているため。

【主だった事業の評価理由】

- ・児童手当や児童扶養手当の支給により、児童を育てる家庭の生活の安定に寄与した。【子育て支援課】
- ・妊産婦への伴走型相談支援（面接や訪問）と支援給付を組み合わせ実施することができた。【子育て相談課】

基本方針7 こどもの貧困対策の推進 基本施策（3） 保護者の自立に向けた支援	評価
	B

全5事業（A2、B3、C0、D0、E0） A：40.0%、B：60.0%

施策の方向性・目標

- ・適切な労働環境を確保できるよう、相談支援体制の充実を図る。
- ・ひとり親家庭に対し、プログラム策定による自立支援や資格取得のための支援を行う。
- ・養育費確保のための情報提供・相談支援を行う。

【全体的な評価理由】

ひとり親家庭等に対し、自立支援員による相談や関係機関との連携支援を行っているが、資格取得や就労に直結しないケースも見受けられ、個々のニーズに応じたより実効性のある自立支援プログラムの展開に課題があるため。

【主だった事業の評価理由】

- ・母子・父子自立支援員による相談や、ハローワーク等と連携した就労に向けた自立支援プログラムの策定・支援を実施した。【子育て相談課】

基本方針7 こどもの貧困対策の推進 基本施策（4） 支援が必要な家庭を支える体制づくり	評価
	B

全3事業（A1、B2、C0、D0、E0） A：33.3%、B：66.7%

施策の方向性・目標

- ・妊娠・出産期から社会的自立が確立されるまでの継続的な視点での支援体制を構築する。
- ・切れ目なく支援を講じるための情報共有や連携の促進、スクールソーシャルワーカーの資質向上や周知に努める。

【全体的な評価理由】

こども食堂など地域の子育て支援団体への活動費助成により居場所づくりは進展しているものの、庁内連携会議での情報共有を新たな施策の展開や具体的な改善に結びつける点に課題が残るため。

【主だった事業の評価理由】

- ・「こども食堂」等を行っている団体への活動費助成により、新規開設や既存事業の充実を図ることができた。【子育て支援課】
- ・庁内の連絡会議で情報共有を行ったが、新たな施策の展開には結びつかなかった。【子育て支援課】

◆基本方針8 こどもの権利の保障

基本方針8 こどもの権利の保障 基本施策（1） こどもの権利侵害からの救済	評価
	A

全4事業（A4、B0、C0、D0、E0） A：100.0%

施策の方向性・目標

- ・権利侵害が起こった場合に速やかに相談や支援を実施できる体制の構築や、虐待等に関する知識・資質の向上を図る。
- ・権利救済の申し出があった場合は、権利救済委員会を開催し、こどもの最善の利益を確保する。

【全体的な評価理由】

子どもの権利救済委員会の体制整備に加え、学校での相談窓口の周知やスクールカウンセラーの配置など、権利侵害に対する相談・救済体制が計画通り構築されているため。

【主だった事業の評価理由】

- ・子どもの権利救済委員会の3人の委員に委嘱し、救済の申立てがあった場合に委員会を開催できる体制を整備した。【子育て支援課】

基本方針8 こどもの権利の保障 基本施策（2） こどもの権利に関する啓発活動	評価
	B

全4事業（評価数5）（A3、B2、C0、D0、E0） A：60.0%、B：40.0%

施策の方向性・目標

- ・こどもの権利の理解を深めるため、講演会等の開催により積極的な周知・啓発を図る。
- ・教育委員会と連携し、こども自身によるこどもの権利に関する学習支援を推進する。

【全体的な評価理由】

ヤングケアラーに関する講演会の実施や啓発グッズの配布、学校での人権学習など一定の周知啓発は行われているが、こどもの意見表明の機会の確保や、全庁的な計画への反映など、更なる意識向上への取組が必要であるため。

【主だった事業の評価理由】

- ・小中学生向けにヤングケアラーについて考え理解を深めるための講演会を実施した。【子育て支援課】
- ・ヤングケアラー啓発用リーフレットやグッズを作成・配布し、イベントでの啓発を行った。【子育て支援課】